# 様式2(施設の証明書)の証明について

様式2は、勤務先施設の種別ごとに当該施設の許認可権者による証明が必要です。

以下のフローチャートを参照の上、該当の役所にある各施設の所管課へ証明を申請してください。

※ 都道府県知事の権限の一部を教育委員会に委任している場合など、チャートどおりでない場合もあります。 詳しくは、各自治体の各施設所管課(所管課が不明の場合は自治体の代表電話)にお問い合わせください。

辞しては、谷自治体の谷旭設別官誌(別官誌が小明の場合は自治体の代表电話)にの	同い合わせく/こさい。 	
様式2の証明者判定フローチャート	様式2に代わり得る書類	
① 幼稚園、特別支援学校(幼稚部)の場合		
私立の施設 → 施設が所在する都道府県庁へ	設置認可書	
公立の施設 施設が所在する 都道府県教育委員会へ	設置条例	
② 幼保連携型認定こども園、児童福祉施設(保育所等)の場合(裏面	<b>「参照</b> )	
私立の施設   施設が指定都市又は中   施設が所在す   核市に所在   市役所へ	る [ I I I I I I I I I I I I I I I I I I	
* 施設が上記以外の市町 → 施設が所在す 村に所在 都道府県庁へ	る !	
公立の施設 一置した施設  一談置者である 一世である 一世である 市役所へ	5   I       設置条例	
上記以外の市町村等、又は 上記以外の市町村等、又は 都道府県が設置した施設 都道府県庁へ	る <u> </u>	
③ 認定こども園である認可外保育施設の場合		
施設が所在する 都道府県庁へ	都道府県立: 設置条例 それ以外: 認定書	
④ 地域型保育事業として認可された小規模保育施設又は事業所内保育施設の場合		
施設が所在する 市町村役所へ	私立:認可書、公立:設置条例	
⑤ 公立の認可外保育施設の場合		
設置者である役所へ	設置条例	
⑥ 幼稚園併設型認可外保育施設の場合		
幼稚園の場合と同じ	(なし)	
(7) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設の場合(裏面参照)		
施設が指定都市又 施設が所在する	٢	
は中核市に所在 市役所へ	■認可外保育施設指導監 ■ ■督基準を満たす旨の証 ■	
施設が上記以外の 市町村に所在	日本年で洞た9日の品     明書 	
様式2の提出省略について		
勤務先施設が当該施設としての <u>許認可を受けた事実を証明できる書類(フローチャート右側の</u>		
"様式2に代わり得る書類")のコピーを提出することにより、様式2の提出を省略すること		
ができます。		
<u>この場合、コピーの余白に当該施設の設置者の長による原本証明</u> (以下参照)が必要です。		
(原本証明の例)		

この写しは原本と相違ないことを証明する。 平成 年 月 日(証明日) 社会福祉法人 〇〇会 公 理事長 〇〇 〇〇 印

# 平成29年度 指定都市・中核市一覧

(表面フローチャートの②又は⑦に該当する施設の場合に参照。)

## 华宁初古一覧(20古)

都道海県 お	指定都市一覧(20市)	
宮城玉葉 神奈川県 新	都道府県	都市名
特別	北海道	札幌市
千葉川県折満川県 川横川川 相新 開川 相 新 月川 相 新 月川 相 新 月川 名 京 下 東 日 田 広 名 京 大 塚 戸 山 島 州 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	宮城県	仙台市
神奈川県 横浜市市 相模 別県 新潟 開 開	埼玉県	さいたま市
神奈川県 川崎市市 相模原市 相模原市 新潟県 静岡	千葉県	千葉市
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	神奈川県	横浜市
新潟県新潟市静岡県静松屋市京都府京都市大阪庫県神戸山島県広島県北九州市福岡県		川崎市
静岡県		相模原市
静岡県     浜松市       愛知県     名古屋市       京都市     大阪市       大阪市     堺市       兵庫県     神戸市       岡山県     岡山市       広島県     北九州市       福岡県     北九州市       福岡県	新潟県	新潟市
浜松市       愛知県     名古屋市       京都市     大阪市       大阪府     堺市       兵庫県     神戸市       岡山県     岡山市       広島県     北九州市       福岡県     福岡市	静岡県	静岡市
京都府 京都市 大阪市		浜松市
大阪市       大阪市       堺市       兵庫県     神戸市       岡山県     岡山市       広島県     広島市       福岡県     北九州市       福岡市	愛知県	名古屋市
大阪府     堺市       兵庫県     神戸市       岡山県     岡山市       広島県     広島市       福岡県     福岡市	京都府	京都市
城市       兵庫県     神戸市       岡山県     岡山市       広島県     広島市       福岡県     福岡市	大阪府	大阪市
岡山県     岡山市       広島県     広島市       福岡県     北九州市       福岡市		堺市
広島県     広島市       福岡県     北九州市       福岡市	兵庫県	神戸市
福岡県 北九州市 福岡市	岡山県	岡山市
福岡市	広島県	広島市
福岡市	福岡県	北九州市
熊本県 熊本市		福岡市
	熊本県	熊本市

中核市一覧(48市)	
都道府県	都市名
北海道	函館市
	旭川市
青森県	青森市 八戸市
岩手県	盛岡市
<u>石于宗</u> 秋田県	秋田市
水山木	郡山市
福島県	いわき市
栃木県	宇都宮市
	前橋市
群馬県	高崎市
	川越市
埼玉県	越谷市
	船橋市
千葉県	柏市
東京都	八王子市
神奈川県	横須賀市
富山県	富山市
<u> </u>	金沢市
長野県	長野市
岐阜県	岐阜市
ベナバ	豊橋市
愛知県	豊田市
<b>女</b> 州木	岡崎市
滋賀県	大津市
<b>从</b>	高槻市
	東大阪市
大阪府	豊中市
	枚方市
	<b>姫路市</b>
兵庫県 	尼崎市
	西宮市
	奈良市
和歌山県	和歌山市
岡山県	倉敷市
広島県	福山市
	具市
山口県	下関市
香川県	高松市
愛媛県	松山市
高知県	高知市
福岡県	久留米市
	長崎市
長崎県	佐世保市
大分県	大分市
宮崎県	宮崎市
鹿児島県	鹿児島市
沖縄県	那覇市

## 注1)

この一覧に記載されていない市町村 は、表面フローチャートの"上記(指定 都市・中核市)以外の市町村等"に該 当し、証明者は都道府県庁です。

### 注2)

特別区(東京都23区)は指定都市・中 核市に該当しません。

### 注3)

各自治体の施設所管課の連絡先につ いては、自治体のホームページにて御 確認ください。所管課が不明の場合は、 自治体の代表電話にお問い合わせく ださい。